

6. 届出手続について

佐世保市景観計画では、周辺の景観への影響が大きい一定規模を超える建築物、工作物、開発行為等を「届出対象行為」（下記(2)参照）として、ゾーン別に景観形成基準を定めて景観誘導を行っています。

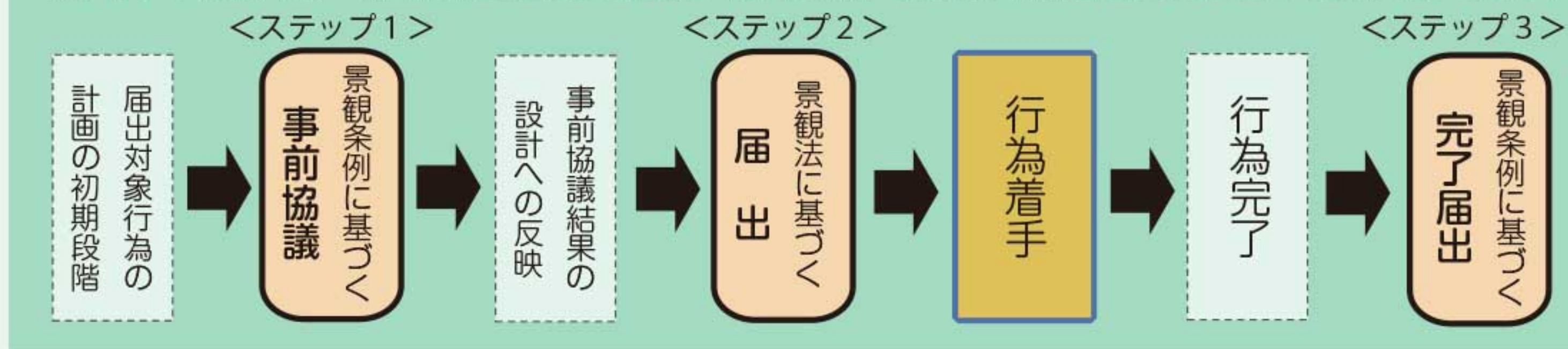
(1) 手続き手順について

佐世保市内で下記の届出対象行為を行う場合は、以下のフローに基づき、手続きが必要です。

<ステップ1(計画時)>佐世保市景観条例に定める「事前協議」

<ステップ2(着手前)>景観法に基づく「届出」手続き

<ステップ3(完了後)>佐世保市景観条例に定める「完了届出」を提出、確認を受けることで手続きは完了します。



(2) 届出対象となる行為（建築物・工作物）

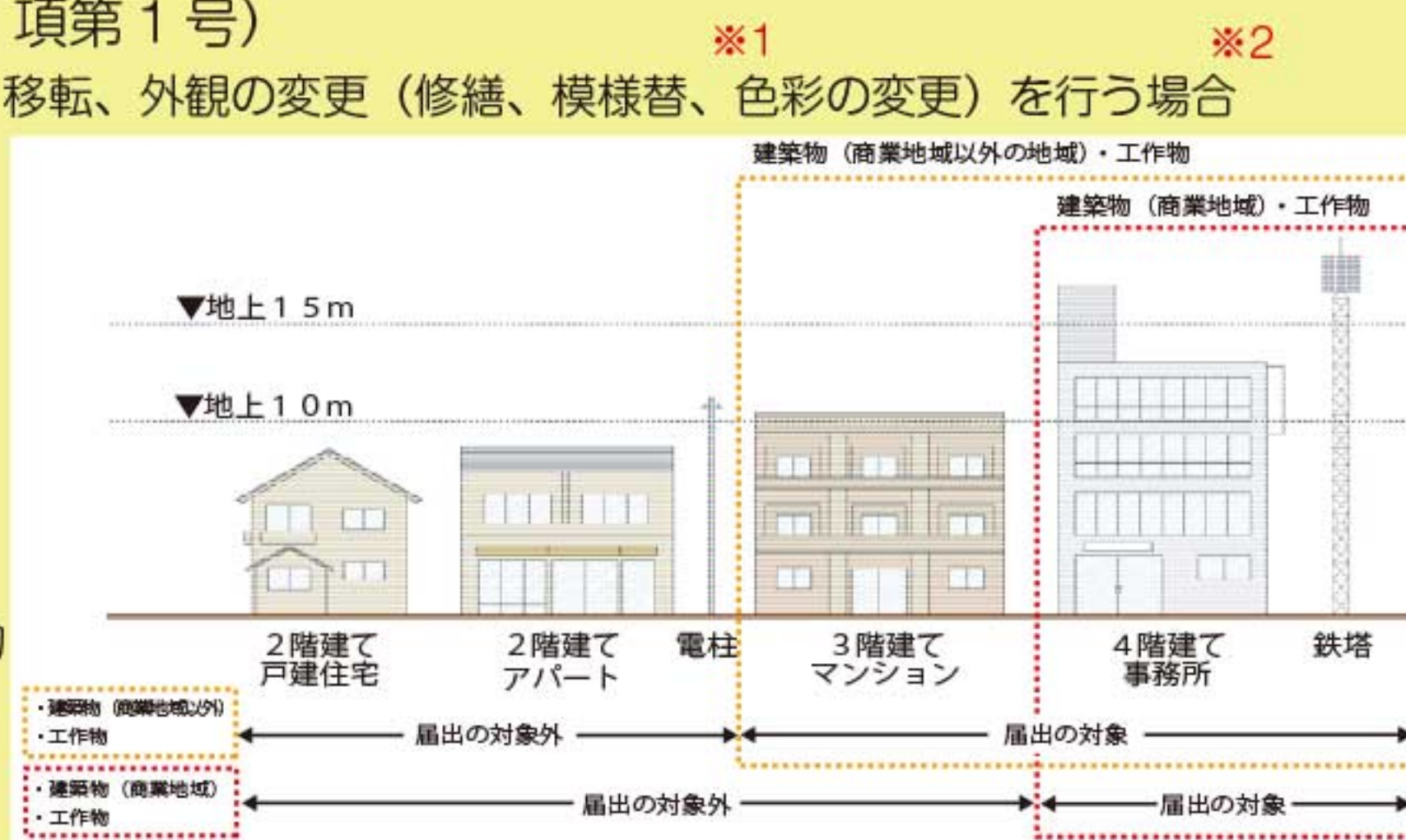
①届出対象建築物（景観法第16条第1項第1号）

以下に該当する建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更（修繕、模様替、色彩の変更）を行う場合

1) 用途地域ごとに定める建築物

地域区分	建物高さ
商業地域	15mを超えるもの
商業地域以外の地域 (商業地域以外の用途地域、 市街化調整区域、 都市計画区域外)	10mを超えるもの

2) 延べ面積が1,000㎡を超える建築物



②届出対象工作物（景観法第16条第1項第2号）

以下に該当する工作物の新築、増築、改築、移転、外観の変更（修繕、模様替、色彩の変更）を行う場合

1) 高さが15mを超える工作物 など 詳細は佐世保市まち整備課または佐世保市ホームページでご確認下さい。

※1 色彩の変更：新築当初と全く同じ塗料を使用しても【色彩の変更】となり、協議・届出が必要です。

※2 上記の建築物、工作物の増築、改築、外観の変更（修繕、模様替、色彩の変更）については、一定規模以下であれば届出の必要はありません。

(2) 届出対象となる行為（開発行為等）

③都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（景観法第16条第1項第3号）

1) 区域面積が3,000㎡を超えるもの

④良好な景観の形成に支障のある行為（景観法第16条第1項第4号）

行為	届出の対象となるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積が3,000㎡を超えるもの又は高さが5mを超えるのり面を生じるもの
木竹の植栽又は伐採	その面積が3,000㎡を超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	その期間が6月を超え、かつ、その面積が500㎡又は高さが5mを超えるもの
水面の埋立て又は干拓	その面積が3,000㎡を超えるもの又は高さが5mを超えるのり面を生じるもの

佐世保市の景観まちづくり

～佐世保市景観計画の概要～

お問い合わせ

佐世保市役所 都市整備部 まち整備課

〒857-8585 佐世保市八幡町1-10

TEL:0956-24-1111(内2824・2825)

FAX:0956-25-9678

http://www.city.sasebo.lg.jp/machizukuri/kekan/

1. 目的

良好な景観は、目に映るまちの姿だけではなく、視覚以外で感じられる要素も含む幅広いもので、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものです。

景観形成とは、景観を「保全」、「修復」、「発見」、「創造」することであり、良好な景観を形成するという事は、地域で積み重ねられてきた固有の特性を活かして、その形成を図ることで、「地域づくり」や「まちづくり」につながっていく取り組みです。

佐世保市景観計画は、佐世保らしい景観の形成を総合的かつ計画的に推進するための基本的な考え方、基本方針及び景観形成基準等を明らかにし、市民・事業者・行政の協働による地域固有の特性を活かした良好な景観を実現することを目的とします。



2. 景観形成の基本理念

<景観形成の基本理念>

『地域環境を活かした 市民協働の景観まちづくり』

良好な景観をつくることは、目に映る表層だけを整えることではなく、「自然」、「まちなみ」、「歴史や生活文化」といったその土地の気候風土から、「地域社会」や「人材や組織」といった地域の人的な要素までを含む「地域環境」を整えていくことが必要です。市民・事業者・行政が協働で景観づくりを進めていくことにより、地域固有の資源を活かして、無理なくその取り組みを持続していくことが可能になります。

